

# 国立大学法人高知大学高圧ガス製造施設危害予防規則

平成16年4月1日

規則第116号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における高圧ガスの製造（法第5条第1項の許可を受けて行うものに限る。）に係る危害の防止に関し必要な事項について規定することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「保安規則等」とは、一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則及びこれらに基づく告示、通達等をいう。
- (2) 「特別規則」とは、法により制定することが義務づけられた規則等をいう。
- (3) 「規定類」とは、本学が別に制定した規定等をいう。
- (4) 「協力会社」とは、製造、工事、保全、運送、充填等に関連する業者をいう。

### (危害予防規則の位置付け)

第3条 この危害予防規則は、本学の特別規則として定め、別に定める保安教育計画と一体のものとする。

## 第2章 保安管理体制

### (保安管理組織)

第4条 本学の高圧ガスの製造に係る保安管理組織は、別表のとおりとする。

### (総括管理者)

第5条 本学の高圧ガス製造に係る危害防止に関しては、学長が総括管理（以下「総括管理者」という。）する。

- 2 総括管理者は、本学の製造施設の保安に関する業務全般を総括するとともに、保安教育に関し総括する。

### (保安統括者)

第6条 本学の製造施設の管理に関し、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）及びその代理者を置く。

2 保安統括者は、財務部長をもって充て、総括管理者を補佐する。

3 保安統括者の代理者は、施設企画課長をもって充て、保安統括者に支障がある場合は、その職務を代行する。

（一般高圧ガス保安責任者）

第7条 保安統括者の下に、一般高圧ガス保安責任者及びその代理者を置く。

2 一般高圧ガス保安責任者及びその代理者は、当該施設の管理担当職員をもって充て、総括管理者が選任する。

（冷凍保安責任者）

第8条 保安統括者の下に、冷凍保安責任者及びその代理者を置く。

2 冷凍保安責任者及びその代理者は、当該施設の管理担当職員をもって充て、総括管理者が選任する。

（規定類の管理）

第9条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、危害予防規則の細部を明らかにするため、製造施設の管理規定を作成し、保安統括者の決裁を得て、常に整備し、関係者に周知しなければならない。

（保安管理の記録）

第10条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、当該製造施設の経歴及び保全に関する必要事項を記録し、保管するものとする。

（保安査察）

第11条 総括管理者は、定期的に本学の保安状況を査察し、保安統括者の意見を聞き、保安確保に関し指導する。

### 第3章 保安統括者等の職務

（保安統括者及び代理者の職務）

第12条 保安統括者は、本学の製造施設全般の高圧ガス製造に係る保安に関する業務を統括管理するとともに、保安教育を実施する。

2 保安統括者は、総括管理者に対し、本学の保安に関する報告及び提案を行い、その指示を受ける。

3 代理者は、保安統括者を直接補佐する。

（一般高圧ガス保安責任者、冷凍保安責任者及び各代理者の職務）

第13条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、保安統括者を補佐し、次の各号に掲げるところにより当該製造施設の保安に関する業務を管理するとともに、担当者を監督する。

- (1) 製造施設の位置、構造、設備及び製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。
- (2) 運転基準類の作成に助言を行い、担当者に周知させ、安全な運転及び操作を行うよう訓練し、監督する。
- (3) 運転管理について記録し、必要なものは保存する。
- (4) 保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。
- (5) 巡視点検を保安規則等に基づいて行い、その記録から必要な措置を行う。
- (6) 高知県知事等が行う保安検査に立ち会い、必要な対策をとる。
- (7) 協力会社の作業基準の作成及び保安管理について指導する。
- (8) 製造施設が異常になったときの適切な措置を行う。
- (9) 保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。

2 各代理者は、一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者を補佐するとともに、一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者に支障がある場合は、その職務を代行する。

#### 第4章 運転、操作等に関する保安管理

##### (運転及び運転管理方法)

第14条 製造施設の運転に関しては、次の各号により行わなければならない。

- (1) 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、当該製造施設の運転を管理し、担当者の運転及び操作を監督する。
- (2) 保安上重要な運転及び操作は、保安教育訓練を受けた熟練者が行い、未経験者が従事するときは、一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者が直接指導する。

##### (規定類の作成及び整備)

第15条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、当該製造施設に関する取扱説明書等を整備するとともに、正常な運転、始動及び停止、停電、通常行わない作業、特別危険な作業等に関する運転基準を定め、担当者に周知する。

2 前項の運転基準には、用役不足、過負荷、低負荷等に際しての運転限界を定める。

##### (巡視点検基準)

第16条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、当該製造施設の巡視点検基準を定め、製造設備の使用開始時、使用終了時に、かつ、1日1回以上頻りに施設を巡視点

検して保安の確認を行うとともに、その結果を記録し、必要な対策をとる。

(交替勤務の引継ぎ)

第17条 勤務を交替するときは、各担当者が勤務の対面引継ぎを行うものとし、必要な引継事項は、記録する。

(夜間又は休日の運転開始及び停止)

第18条 夜間又は休日における運転の開始及び停止は、原則として平日の保安体制に準じた体制を確保して実施する。

(運転、操作等の記録)

第19条 運転、充填及び移動等製造に関する保安上必要な事項を記録し、関係者に閲覧し、保存するものとする。

## 第5章 施設に関する保安管理

(施設の技術基準)

第20条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、法第8条第1号に定められた製造施設の技術基準に基づき、次の各号に掲げる事項に関し、当該製造施設が保安規則等に適合するよう監督する。

- (1) 製造施設の位置、建物の構造等
- (2) 製造設備の構造等
- (3) 保安設備、測定機器等

(規定類の作成等)

第21条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、次の各号に掲げる事項に関し施設管理の規定類を作成し、保安統括者の決裁を得て常に整備し、関係者に周知しなければならない。

- (1) 保全工事管理
- (2) 自主検査
- (3) 保安設備の取扱い
- (4) 測定機器の取扱い
- (5) 火気の取扱い
- (6) 工具、防具の取扱い
- (7) 立入制限等

(施設の保安管理記録)

第22条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、当該製造施設の経歴及び保全に

関する必要事項を記録し、重要な記録は保安統括者の確認を受け、保存するものとする。

(保安検査等)

第23条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、別に定める規定に基づき当該製造施設の定期的な自主検査を実施し、必要な対策をとるとともにその結果を記録する。

2 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、高知県知事等が実施する保安検査に立ち会うとともに、検査結果に基づき保安管理上必要な事項について改善等を実施する。

(工事又は修理等に関する保安管理)

第24条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、製造施設の工事又は修理等を行う場合、次の各号に従って実施するものとする。

- (1) あらかじめ作業計画を立て、関係者と協議のうえ、実施する。
- (2) 工事全般の作業に関する工事責任者を定め、監督にあたらせる。
- (3) 作業が安全に行われるよう関係者に対し、あらかじめ教育を行い周知する。
- (4) 工事着手前に必要な保安措置を確認するとともに、工事等の完了及び運転開始に際しても必要な保安措置を確認する。
- (5) 施設を新增設するときは、運転基準、設備管理基準等を定め、かつ、保安に関する重点を明確にして関係者に周知する。

## 第6章 異常状態に対する措置等

(異常状態に対する措置等)

第25条 運転の不調又は故障に対する措置は、別に定める異常状態に対する措置基準に従って関係者を教育訓練し、適切に実施しなければならない。

2 運転の不調又は故障が生じた場合は、異常の原因を調査し、対策をとらなければならない。

(事故及び災害に対する措置)

第26条 事故及び災害に対する措置は、異常状態に対する措置基準に従って関係者を教育訓練し、適切に実施しなければならない。その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対する応急措置、防災活動、関係者への通報連絡、待避の方法及び指揮並びに原因調査及び対策等に関する内容とする。

(人身事故に対する措置)

第27条 人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を訓練しなければならない。

(異常事態に関する記録)

第28条 異常の状況、時期、とった措置及び対策等を記録し、保存する。

2 前項の結果を検討し、保安技術の向上に資するものとする。

(協力会社との関連)

第29条 事故・災害の発生時における協力会社への通報連絡に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。

第7章 保安教育及び規定類の周知

(保安教育の計画及び実施)

第30条 別に制定する保安教育計画実施要項に基づき、関係者に対し保安意識の高揚、危害予防規則及び必要な規定類の周知徹底、保安技術の向上並びに異常状態に対する措置等につき、教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の実施した結果は記録し、活用する。

(事故災害対策訓練)

第31条 事故、災害等の発生に備え、製造施設内の防災訓練及び勤務時間外の防災訓練を定期的に計画し、実施するものとする。

(改善提案等)

第32条 広く関係者に対し、保安に関する改善提案を励行し、保安意識の高揚と保安の向上を図るものとする。

(規則等に違反した者の措置)

第33条 この規則等に違反した場合は、教育訓練を繰り返し実施する等の措置を講じるものとする。

第8章 協力会社の保安管理

(管理監督の方法)

第34条 一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者は、協力会社の作業基準の作成を指導し、その従事者が基準を遵守するよう監督する。

第35条 協力会社の従事者には、別に定めた保安教育計画に従って教育を実施し、及び協力会社の行う教育を指導し、保安を確保する。

第9章 危害予防規則の制定及び変更

(届出)

第36条 総括管理者は、危害予防規則の制定及び変更したときは、遅滞なく高知県知事に届け出るものとする。

(経過の記録)

第37条 この規則の制定及び変更の経過を明らかにするため、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 制定又は変更年月日

(2) 届出受理番号及び届出受理年月日

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第119号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第160号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 管理組織

